

「『日本再興戦略』改訂 2014」、「規制改革実施計画」及び  
「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（平成 26 年 6 月 24 日  
閣議決定）等について

**「日本再興戦略」改訂 2014**  
**－未来への挑戦－(抄)**

**平成 26 年 6 月 24 日**

# 目次

## 第一 総論

I.	日本再興戦略改訂の基本的な考え方	1
II.	改訂戦略における鍵となる施策	4
1.	日本の「稼ぐ力」を取り戻す	4
	(1) 企業が変わる	
	(2) 国を変える	
2.	担い手を生み出す ～ 女性の活躍促進と働き方改革	8
	(1) 女性の更なる活躍促進	
	(2) 働き方改革	
	(3) 外国人材の活用	
3.	新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成	9
	(1) 攻めの農林水産業の展開	
	(2) 健康産業の活性化と質の高いヘルスケアサービスの提供	
4.	地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新 ／地域の経済構造改革	11
	(1) 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新	
	(2) 地域の経済構造改革	
III.	更なる成長の実現に向けた今後の対応	14
1.	経済の好循環のための取組の継続	14
2.	「実現し進化する成長戦略」	14
3.	改革への集中的取組	16
	(1) 国家戦略特区の強化	
	(2) 2020年に向けた改革の加速	

IV. 改訂戦略の主要施策例	18
1. 日本の「稼ぐ力」を取り戻す	18
(1) 企業が変わる	
(2) 国を変える	
2. 担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革	21
3. 新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成	23
4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新 ／地域の経済構造改革	25
<b>第二 3つのアクションプラン</b>	<b>28</b>
一. 日本産業再興プラン	29
1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）	29
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 施策の主な進捗状況	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
i) コーポレートガバナンスの強化、リスクマネーの供給促進、インベ ストメント・チェーンの高度化	
ii) ベンチャー支援	
iii) サービス産業の生産性向上	
2. 雇用制度改革・人材力の強化	35
2-1. 失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方 の実現	35
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 施策の主な進捗状況	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
i) 働き方改革の実現	
ii) 予見可能性の高い紛争解決システムの構築	
iii) 外部労働市場の活性化による失業なき労働移動の実現	

2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用	40
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 施策の主な進捗状況	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
i) 女性の活躍推進	
ii) 若者・高齢者等の活躍推進	
iii) 外国人材の活用	
2-3. 大学改革/グローバル化等に対応する人材力の強化	51
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 施策の主な進捗状況	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国	55
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 施策の主な進捗状況	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
i) イノベーションを生み出す環境整備	
ii) 知的財産・標準化戦略の推進	
iii) ロボットによる新たな産業革命の実現	
4. 世界最高水準の IT 社会の実現	61
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 施策の主な進捗状況	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
5. 立地競争力の更なる強化	65
5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放 (PPP/PFI の活用拡大)、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の 競争力の向上	65
(1) KPI の主な進捗状況	
(2) 施策の主な進捗状況	
(3) 新たに講ずべき具体的施策	
i) 法人税改革	
ii) 国家戦略特区の加速的推進	

- iii) PPP/PFI の活用
- iv) 都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化

5-2 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等 . . . . 75

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 施策の主な進捗状況
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) 金融・資本市場の活性化
  - ii) 公的・準公的資金の運用等の見直し

5-3 環境・エネルギー制約の克服 . . . . . 80

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 施策の主な進捗状況
- (3) 新たに講ずべき具体的施策

6 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新 . . . . . 85

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 施策の主な進捗状況
- (3) 新たに講ずべき具体的施策

二. 戦略市場創造プラン . . . . . 91

**テーマ 1** : 国民の「健康寿命」の延伸 . . . . . 91

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 施策の主な進捗状況
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) 効率的で質の高いサービス提供体制の確立
  - ii) 公的保険外のサービス産業の活性化
  - iii) 保険給付対象範囲の整理・検討
  - iv) 医療介護の ICT 化
  - v) その他

**テーマ 2** : クリーン・経済的なエネルギー需給の実現 . . . . . 101

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 施策の主な進捗状況

(3) 新たに講ずべき具体的施策

**テーマ3** : 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築 . . . . . 104

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 施策の主な進捗状況
- (3) 新たに講ずべき具体的施策

**テーマ4** : 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現 . . . . . 107

**テーマ4-①** 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会 . . . . . 107

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 施策の主な進捗状況
- (3) 新たに講ずべき具体的施策
  - i) 生産現場の強化
  - ii) 国内バリューチェーンの連結
  - iii) 輸出の促進等
  - iv) 林業・水産業の成長産業化等

**テーマ4-②** 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会 . . . . . 116

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 施策の主な進捗状況

**三. 国際展開戦略** . . . . . 121

- (1) KPI の主な進捗状況
- (2) 施策の主な進捗状況
- (3) 新たに講ずべき具体的施策

# 第一 総論

## I. 日本再興戦略改訂の基本的な考え方

(これまでの成果)

日本経済は、この1年間で、大きく、かつ確実な変化を遂げた。

安倍政権発足当初、日本経済は、20年以上も続いた経済の低迷の結果、デフレ・マインドという宿痼<sup>しゅくご</sup>に取り憑かれ、企業経営者も、そして国民一人一人もかつての自信を失い、将来への希望も持てないという、深刻な状況に陥っていた。経営者は挑戦する気概を失い、能力ある人材の活躍する場も限られ、優れた技術やアイデアも行き場を失い、個人の金融資産や企業の内部留保も国内では有効活用されないという、ヒト・モノ・カネの構造的な澱みが生じていたのである。

これに対して、デフレ・マインドを一掃するための大胆な金融政策という第一の矢、そして湿った経済を発火させるための機動的な財政政策という第二の矢を放つとともに、第三の矢として「日本再興戦略」を策定し、大胆かつスピードを持った成長戦略を実施してきた。

60年間変わらなかった電力政策を根本から見直し、電力市場の完全な自由化に道筋をつけるとともに、40年以上続いてきた米の生産調整の見直しを含む農政改革を決めるなど、これまでできるはずがないと言われていた大胆な制度改革を断行し、「産業競争力強化法」や「国家戦略特別区域法」をはじめとする、成長戦略を推進するための40本近くの法律を成立させるなど、異次元のスピードで構造改革に取り組んできた。

この結果、日本経済は、実質 GDP 成長率、雇用情勢、設備投資等の指標を見ても、力強さを取り戻しつつあり、物価動向を見てもデフレ脱却に向けて着実に前進し始めている。

企業収益もリーマンショック前の水準まで回復し、賃金上昇や雇用拡大にもつながってきており、それが消費の拡大、そして更なる投資を生



むという「経済の好循環」が動き始めた。このような環境の下で、本年4月には、17年ぶりに消費税率を引き上げ、経済成長と財政再建の両立に向けた第一歩を踏み出すことにも成功した。人々の将来への「期待」に灯がともり、澱んでいたヒト・モノ・カネが成長に向かって動き始めたのである。

### (改訂に当たって)

しかしながら、少子高齢化による人口減少社会への突入という日本の経済社会が抱える大きな挑戦を前に、日本経済を本格的な成長軌道に乗せることはそう容易なことではない。

この1年間の変化を一過性のものに終わらせず、経済の好循環を引き続き回転させていくためには、日本人や日本企業が本来有している潜在力を覚醒し、日本経済全体としての生産性を向上させ、「稼ぐ力(=収益力)」を強化していくことが不可欠である。経済が長く続いてきたデフレ状況からようやく脱却しつつある今こそ、成長戦略のギアを一段階シフトアップし、日本企業の体質や制度・慣行を一変させる気概で、日本の「稼ぐ力」を取り戻すための大胆な施策を講ずる好機であり、またラストチャンスでもあることを覚悟すべきである。

最大のポイントは、企業経営者や国民の一人一人が自信を取り戻し、未来を信じ、イノベーションに挑戦する具体的な行動をおこせるかどうかにかかっている。岩盤規制に穴を空け、どんなに企業や個人が活動しやすい環境を整えても、経営者が「稼ぐ力」の向上を目指して、大胆な事業再編や新規事業に挑戦しなければ、いつまでも新陳代謝が進まず、単なるコスト抑制を超えた、日本経済の真の生産性の向上にはつながらないのである。

経営者をはじめとする国民一人一人が、「活力ある日本の復活」に向けて、新陳代謝の促進とイノベーションに立ち向かう「挑戦する心」を取り戻し、国はこれをサポートするために「世界に誇れるビジネス環境」を整備する。これが、日本がデフレから脱却し、動き始めた経済の好循環を拡大させ、「再生の10年」(2013~2022年度)の平均で名目3%程度、実質2%程度の成長を確固たるものにする第一歩である。

昨年策定した「日本再興戦略」では、「日本産業再興プラン」、「戦略市場創造プラン」及び「国際展開戦略」の3つのプランを定め、政策項目ごとに明確な成果指標（KPI：Key Performance Indicator）を設定し、PDCA サイクルを回し、進捗管理することとした。

今回の改訂では、この1年間でKPI達成に向けてどれだけ前進しているのかを可能な限り具体的な数字で明らかにすることとしたほか、KPIの確実な達成のためにどのような政策を追加的に講ずるのかについても明確にした。

とりわけ、昨年の成長戦略で残された課題としていた、

- ① 女性の更なる活躍の場の拡大や海外の人材の受入れの拡大を含めた「世界でトップレベルの雇用環境」をどう実現していくか、
  - ② 農業・農村の所得倍増を達成するために、どう生産性を拡大していくか、
  - ③ 医療・介護などの健康関連分野をどう成長市場に変えていくか、
- という3点については、この1年間、精力的に議論を積み重ねてきた結果、課題解決に向けて大きな前進を見ることができた。

この成長戦略の改訂と同時に、新たな課題への挑戦が開始されることとなるが、重要なことは、成長の果実をできるだけ早く国民の暮らしに反映していくことである。特に、地域で暮らす人々の生活や中小企業や小規模経営者の方々は未だに厳しい状況に置かれており、人口減少という厳しい現実にも打ち勝つ必要がある。地域の経済構造に関する思い切った改革を進め、地域全体の持続性を高める上で核となる特色ある産業を育てるための総合的な対策を講じていく必要がある。言うまでもなく、成長戦略の目標は、グローバル社会の中で、我が国の中長期的な成長を確固たるものとするにとどまらず、アベノミクスの効果を全国に波及させ地域経済の好循環をもたらす、いわばローカル・アベノミクスにより、最終的には地方の元気を取り戻し、国民一人一人が豊かさを実感できるようにすることである。

日本経済が確実に成長軌道に乗るまで成長戦略に終わりはなく、その時々を経済社会情勢の変化に応じて「進化」させていかなければならない。

(中略)

## Ⅲ. 更なる成長の実現に向けた今後の対応

### 1. 経済の好循環のための取組の継続

本格的な経済回復を持続的な経済成長につなげていくためには、成長戦略によってもたらされた企業収益の改善を、賃上げ・配当を通じた所得の拡大と雇用の拡大につなげ、それが消費の拡大、そして更なる投資を生んで収益拡大につながるという「経済の好循環」を更に拡大して実現していくことが重要である。

今年の「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」を受けて設置された「経済の好循環実現に向けた政労使会議」(以下「政労使会議」という。)では、政・労・使が膝を交えて建設的な議論を積み重ねた結果、昨年12月、経済の好循環を実現する方策として、企業収益の拡大を賃金上昇につなげること、非正規労働者のキャリアアップ・処遇改善を行うこと、生産性向上と人材育成に取り組むこと等について、共通認識がとりまとめられた。

今年の春闘では久しぶりに賃金を引き上げる動きが広がりを見せたが、生産性の向上という共通課題に労使がどのように取り組んでいくべきか、労働者一人一人が、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、やりがいをもって働ける環境をどう作っていくか、そして何よりも地域や中小・小規模企業で働く人々にどのようにして成長の果実を届けていくのかという課題が残されている。

政労使会議で昨年まとめられた共通認識に立ちつつ、こうした一連の課題について大きな方向性を示すために、引き続き政労使の取組を継続していくこととする。

### 2. 「実現し進化する成長戦略」

日本再興戦略を策定してからほぼ一年が経過し、いよいよ戦略の効果が問われる段階に入り、これからが真の正念場を迎える。

#### (実現する戦略)

日本再興戦略は、単に施策を実施することにとどまらず、目指している

政策目標を「実現する戦略」である。このため、多くの KPI を設定し、十分に成果を上げているのかを検証することとしている。今回は戦略策定から一年しか経過していないため十分なデータが出そろっていないが、今後、達成状況の計測・評価に必要なデータが揃い次第、KPI について可及的速やかに政策効果の達成度を検証（KPI レビュー）する。成果が十分に上がっていないものについては、なぜうまくいかなかったのか、目標を達成するためには追加的に何をやるべきなのかを、恒常的に検証・評価していく。

### （進化する戦略）

昨年の成長戦略と今回の改訂戦略により、これまで何年間も解決が先送りされてきた多くの分野についても具体的な改革の方向性を示すことができ、「失われた 20 年」から抜け出すための道筋は見えてきたが、日本再興戦略で想定している「高み」に辿り着くためには取り組むべき課題がまだ残されていることも事実である。

グローバル化が急速に進展する今日、我が国が世界レベルの競争力を保つためには、世界中の優れた人材と投資を惹きつける魅力的な場を構築する必要がある。今回の改訂戦略において「対日直接投資推進会議」が司令塔と位置付けられて推進体制が強化されたが、「世界で一番ビジネスがしやすい環境」を作り上げていくためには、投資環境の改善に資する規制改革や投資拡大に効果的な支援措置の検討など諸課題を明らかにし、総合的な対策を講じていく必要がある。

情報化の進展は人々の生活を一変させただけでなく、仕事の仕方から産業の在り方、さらには国家運営の在り方まで一変させる可能性を秘めている。世界の IT 先進国との差を縮めるのは容易ではないが、「世界最高水準の IT 社会」を実現するためには、世界の現状を虚心坦懐に学び、我が国が取り組むべき施策を深掘し、スピード感を持って進めていく必要がある。

人材と技術は我が国に残された最大の宝である。今後、「世界でトップレベルの雇用環境」を実現していくためには、教育改革と労働分野の改革を連動させ、キャリア教育及びプロフェッショナル教育を強化することで、海外との競争にも打ち勝てる人材を大量に輩出するシステムの構築が必要である。また、新しい技術やアイデアを眠らせることなく実用化するためには、学生から企業人にいたるまで創業を志す人が誰でもチャレンジでき

るような環境を構築する必要がある。

構造改革に終わりはなく、成長戦略も常に進化するものである。

### 3. 改革への集中的取組

改訂戦略で提示された改革をより力強く進め、できるだけ早く効果を発揮させていくためには、対象、時間、アジェンダを絞り込み、規制改革会議や国家戦略特別区域諮問会議とより密接に連携しながら政策資源を集中的に投入し、効果を上げていくアプローチも積極的に活用していく必要がある。このため、①国家戦略特区を活用したスピード感を持ったインパクトのある改革の実行、②2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等が開催される2020年をターゲットとした改革の加速の2点を軸に据えながら、日本経済の再生を実現していく。

#### (1) 国家戦略特区の強化

成長戦略の着実な実行を図りつつも、スピード感をもって改革を推進していくためには、国・自治体・民間が一体となって、世界からの投資を惹きつけるインパクトの大きな思い切った規制改革を行う必要がある。そのため、国家戦略特区を内閣総理大臣がトップダウンで進め、国全体の改革のモデルとなる成功例を創出していくことが重要である。これまでに6つの区域を国家戦略特区として指定したところであり、これらの区域を核にしながら、日本の改革に対する姿勢を強く示していく。

#### (2) 2020年に向けた改革の加速

昨年、日本再興戦略が策定された後に、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催が決定し、「2020年」という新たな改革のモメンタムが設定された。これを好機と捉え、東京に限らず日本全体の活性化を目標に、2020年に向けて改革を加速し、本格的成長軌道への回復を実現していくことが重要である。

前回の東京オリンピック（1964年）では、各種公共インフラの整備等が急速に進み東京を中心として街が大きく改造され、「オリンピック景気」と呼ばれる好景気をもたらされるとともに、戦後の日本が国際社会へ復帰したことを国内外に強烈に示すこととなった。

今回は、少子高齢化や環境問題、都市と地方の格差問題など世界が共通

に抱える課題が山積する中で、逆に日本が課題先進国として諸外国に先立ち範を示していくことが期待されている。

いずれも一朝一夕では片付かない構造的課題であるからこそ、一時的な好景気を目標とするのではなく、多様な文化を受け入れて国際社会に溶け込むとともに、経済社会構造の抜本的な改革に取り組むことが求められる。

## IV. 改訂戦略の主要施策例

今般の改訂においては、次章のとおり、昨年策定した日本再興戦略の進捗を検証した上で、施策を柔軟に見直し、新たに講ずべき具体的施策の追加、全工程表のリバイスを行い、改めて実行していく方針を打ち出した。

このうち、改訂の基本的な考え方である「日本の『稼ぐ力』の強化」、「残された課題への対応」、「成長の果実の全国波及」の3つの観点から、産業競争力会議等において議論がなされた代表的な施策を抜き出して整理すると以下のとおりである。（注：施策の例示であり、重要度や優先順位を示すものではない。）

（中略）

### 2. 担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革

（中略）

#### ②柔軟で多様な働き方の実現

##### ○働き過ぎ防止のための取組強化

- ・長時間労働を是正するため、法違反の疑いのある企業等に対して労働基準監督署による監督指導を徹底するとともに、「朝型」の働き方の普及や長時間労働抑制策等の検討を行う。

##### ○時間ではなく成果で評価される働き方への改革

- ・時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応えるため、一定の年収要件（例えば少なくとも年収1000万円以上）を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、労働時間の長さと言金とのリンクを切り離れた「新たな労働時間制度」を創設することとし、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に所要の法的措置を講ずる。  
【次期通常国会を目途に所要の法的措置】

##### ○予見可能性の高い紛争解決システムの構築

- ・ 主要先進国において判決による金銭救済ができる仕組みが各国の雇用システムの実態に応じて整備されていることを踏まえ、国内外の関係制度・運用に関する調査研究を行い、その結果を踏まえ、透明かつ公正・客観的でグローバルにも通用する労働紛争解決システム等の在り方について、幅広く検討を進める。

【2015 年中に検討】

(中略)



## 第二 3つのアクションプラン

日本再興戦略においては、政策群ごとに達成すべき成果目標（KPI）を示しており、「常に進化し続ける成長戦略」とするため、個別施策についてボトムアップ型で進捗管理を行うとともに、KPIの達成状況等についてトップダウン型で検証を行い、それを踏まえて施策の見直しを行うこととしている。

このため、今回の成長戦略改訂に当たっては、日本再興戦略に記載された各施策の進捗状況を確認するとともに、KPIの進捗状況についても検証を行い、必要な場合は施策を強化・追加するなどの対応を行うこととした。

日本再興戦略は、「日本産業再興プラン」「戦略市場創造プラン」「国際展開戦略」の3つのプランから構成されており、以下では、その構成に沿って、KPI及び施策の進捗状況を概観するとともに、新たに講ずべき具体的施策について記述する。

# 一. 日本産業再興プラン

(中略)

## 2. 雇用制度改革・人材力の強化

### 2-1. 失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の実現

(中略)

#### (2) 施策の主な進捗状況

(中略)

(多様な働き方の実現に向けた検討の開始等)

- ・多様な働き方の実現について、「多様な正社員」の普及・拡大に向けた検討を開始した。また、大学の研究者等を対象とした労働契約法の特例（昨年12月成立）など、柔軟で多様な働き方が可能となる制度の見直しが行なわれた。

#### (3) 新たに講ずべき具体的施策

昨年の成長戦略では、「失業なき労働移動」の実現に向け、現在の職を維持する政策から成長分野への移動を支援する政策に大胆に転換した。一方、「世界でトップレベルの雇用環境・働き方」を実現するためには、終身雇用や頻繁な配置転換等に代表される「メンバーシップ型」の働き方に加え、職務等を限定した働き方や時間ではなく成果で評価される創造的な働き方を可能とする新たな制度を構築することが必要である。あわせて、透明で、グローバルにも通用する紛争解決システムを構築することが求められる。このため、今後3年間を雇用環境改善のための集中改革期間と位置づけ、以下の取組を進める。

#### i) 働き方改革の実現

##### ① 働き過ぎ防止のための取組強化

「世界トップレベルの雇用環境の実現」の大前提として、働き過ぎ防止に全力で取り組む。このため、企業等における長時間労働が是正されるよう、監督指導体制の充実強化を行い、法違反の疑いのある企業等に対して、労働基準監督署による監督指導を徹底するなど、取組の具体化を進める。また、仕事と生活の調和の取れた働き方を推進するため、特に、朝早く出社し、夕方に退社する「朝型」の働き方を普及させる。さらに、我が国の課題である働き過ぎの改善に向けて、長時間労働抑制策、年次有給休暇取得促進策等の検討を労働政策審議会

を進める。

## ②時間ではなく成果で評価される制度への改革

時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応えるため、一定の年収要件（例えば少なくとも年収 1000 万円以上）を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、労働時間の長さと言賃金のリンクを切り離れた「新たな労働時間制度」を創設することとし、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に所要の法的措置を講ずる。

## ③裁量労働制の新たな枠組みの構築

企業の中核部門・研究開発部門等で裁量的に働く労働者が、創造性を発揮し、企業の競争力強化につながるよう、生産性向上と仕事と生活の調和、健康確保の視点に立って、対象範囲や手続きを見直し、「裁量労働制の新たな枠組み」を構築することとし、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。

その際、現行の裁量労働制が十分に普及せず、労働者が結果的に自律的に働くことができていないという指摘を踏まえ、裁量労働制の本来の趣旨に沿って、労働者が真に裁量を持って働くことができるよう、見直しを行う。

## ④フレックスタイム制の見直し

子育てや介護等の事情を抱える働き手のニーズを踏まえ、柔軟でメリハリのある働き方を一層可能にするため、月をまたいだ弾力的な労働時間の配分を可能とする清算期間の延長、決められた労働時間より早く仕事を終えた場合も、年次有給休暇を活用し、報酬を減らすことなく働くことができる仕組みなど、フレックスタイムの見直しについて、労働政策審議会で検討し、結論を得た上で、次期通常国会を目途に所要の法制上の措置を講ずる。

## ⑤職務等を限定した「多様な正社員」の普及・拡大

勤務地を絞った「地域限定正社員」など、「多様な正社員」導入の動きが現れ始めている。さらに、プロフェッショナルなキャリアを追求する働き手のニーズに応えるため、職務を限定した正社員の導入・普及が期待される。こうした「多様な正社員」の普及の動きが多くの中

業で生み出されるよう、本年7月までに労働条件の明示等の「雇用管理上の留意点」を取りまとめ、「導入モデル」として公表するとともに、本年中に、職務の内容を含む労働契約の締結・変更時の労働条件明示、いわゆる正社員との相互転換、均衡処遇について、労働契約法の解釈を通知し周知を図る。あわせて、専門性の高い人材を含むモデルとなりうる好事例を複数確立するとともに、就業規則の規定例を幅広く収集し、情報発信を行う。その他、「雇用管理上の留意点」を踏まえた「多様な正社員」の導入が実際に拡大するような政策的支援について、今年度中に検討し、2015年度から実施する。

#### ⑥持続的な経済成長に向けた最低賃金の引上げのための環境整備

全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持続・拡大されるよう、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援を図りつつ最低賃金の引上げに努める。

### ii) 予見可能性の高い紛争解決システムの構築

我が国の雇用慣行がとりわけ諸外国から見て不透明であるとの問題の解消や中小企業労働者の保護、さらには対日直接投資の促進に資するよう、予見可能性の高い紛争解決システムの構築を図る。

#### ①「あっせん」「労働審判」「和解」事例の分析

労働紛争解決手段として活用されている「あっせん」「労働審判」「和解」事例の分析・整理については、本年度中に、労働者の雇用上の属性、賃金水準、企業規模などの各要素と解決金額との関係を可能な限り明らかにする。分析結果を踏まえ、活用可能なツールを1年以内に整備する。

#### ②透明で客観的な労働紛争解決システムの構築

主要先進国において判決による金銭救済ができる仕組みが各国の雇用システムの実態に応じて整備されていることを踏まえ、今年度中に「あっせん」等事例の分析とともに諸外国の関係制度・運用に関する調査研究を行い、その結果を踏まえ、透明かつ公正・客観的でグローバルにも通用する紛争解決システム等の在り方について、具体化に向けた議論の場を速やかに立ち上げ、2015年中に幅広く検討を進める。

## 2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用

(中略)

### (2) 施策の主な進捗状況

(中略)

(若者・高齢者等の活躍促進に向けた環境を整備)

(中略)

- ・高齢者の活躍促進のため、定年後の高齢者等について有期労働契約の無期転換申込権発生までの期間に特例を設けること等を内容とする法律案を本年の通常国会に提出した。

(中略)

### (3) 新たに講ずべき具体的施策

昨年来、取組を進めている女性や若者・高齢者等、外国人材の活躍促進の取組をより一層進め、意欲と能力ある人材が生き生きと働ける社会を構築していく。

#### i) 女性の活躍推進

(中略)

(企業等における女性の登用を促進するための環境整備)

女性にとって働きやすい職場環境を整備するとともに、指導的地位に占める女性の割合の増加に向け総合的かつ集中的に取り組む必要がある。あわせて、潜在化している女性の能力を最大限発揮できるよう支援を行う。

(中略)

⑦企業における女性登用の「見える化」及び両立支援のための働き方見直しの促進

(中略)

さらに、男女がともに仕事と家庭の両立ができるよう、改正次世代育成支援対策推進法等を通じた職場環境整備を促し、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進を進める。あわせて、朝早く出社シタ方に退社する「朝型」の働き方の普及、フレックスタイム制度の見直しなど、柔軟で多様な働き方の推進について検討を進めるとともに、テレワークの推進に向け、新たなモデルの構築、導入ノウハウの提供等に取り組む。

(中略)

## 5. 立地競争力の更なる強化

### 5-1. 「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放(PPP/PFIの活用拡大)、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上

(中略)

#### (2) 施策の主な進捗状況

##### (国家戦略特区の成果と現状)

- ・ 大胆な規制改革等の突破口である「国家戦略特区」については、昨年12月、国家戦略特別区域法が成立した。また、「国家戦略特別区域基本方針」(平成26年2月25日閣議決定)に基づき、3月には、国家戦略特区として、6か所の具体的区域、すなわち、
  - 総合的な規制改革を実現する国際ビジネスやイノベーションの拠点としての「東京圏」(東京都9区、神奈川県、千葉県成田市)及び「関西圏」(大阪府、兵庫県、京都府)、
  - 農業や雇用といったいわゆる岩盤規制の改革拠点としての「新潟県新潟市」、「兵庫県養父市」及び「福岡県福岡市」、
  - 地域の強みを生かした観光ビジネス等の拠点としての「沖縄県」を公表した。(区域及び区域方針は、本年5月1日に政令の公布・施行及び内閣総理大臣決定。)
- ・ これらの区域のうち「関西圏」及び「福岡市」については、国・地方自治体・民間の代表者から構成する「区域会議」を立ち上げ、具体的な規制改革事項や事業等を記載する「区域計画」を作成しつつある。  
また、その他のいくつかの区域についても、早急に区域会議を開催する予定である。
- ・ なお、「東京圏」については、東京都における区域の拡大等に関し早期に実現を図るとともに、「沖縄県」については、規制改革事項等の内容の一層の充実を図り、観光ビジネスの振興やイノベーション拠点の形成を図る。
- ・ また、4月には、グローバル企業及び新規開業直後の企業等が、我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めるとともに、労働関係の紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、国家戦略特別区域法に基づき、労働関係裁判例の分析・類型化、関連法制度の紹介、紛争の未然防止のための助言等を内容とする「雇用指針」を策定した。

(中略)

### (3) 新たに講ずべき具体的施策

(中略)

#### ii) 国家戦略特区の加速的推進

国家戦略特区は、2015年度までの2年間を集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていくものである。残された期間内にこれを実現するためには、「岩盤規制改革の重点事項と改革スケジュール」を早急に取りまとめるとともに、国家戦略特区に関する以下の施策をはじめとする各種取組を加速化し、具体的な事業や提案ニーズに柔軟かつスピーディーに対応していくことが必要である。

##### a) 迅速な事業の具体化・実施

国家戦略特区における取組の成果を迅速に発現させるためには、各特区において、一刻も早く、規制改革を伴う特定事業等を実行に移すことが必要である。そのためには、各特区の区域会議において、国・自治体・民間の協力・合意の下、特定事業や規制の特例措置を具体的に定めた区域計画について早急に作成した上で、内閣総理大臣の迅速な認定を受ける必要がある。

このため、「関西圏」、「福岡市」に続き、その他の区域についても速やかに区域会議を立ち上げ、その運営を円滑に行うことにより、すべての区域に係る計画作成に早急に着手する。また、認定手続についても迅速に行うことにより、早いものは今秋にも特定事業を開始することを目指す。

##### b) 更なる規制改革事項等の実現

「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」における規制改革事項について、6区域全体として全ての措置を活用すること等により、医療、雇用、教育、都市再生・まちづくり、農業、歴史的建築物の活用の各分野における規制改革を強力かつ着実に実現していく。

また、これまでの積み残しを含め、地方自治体や民間の提案も踏まえ、以下の規制改革事項のうち国家戦略特区で取り組むべきものについては、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、国家戦略特別区域法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会も含め、速やかに法的措置等を講ずる。

さらに、これらに関しては、「全国規模又は少なくとも特区の二者択一の下で改革を実現する」との観点から、特区内での特例措置はもとより、全国規模で適用する規制・制度改革等も組み合わ

せる。

他方、国家戦略特区に指定されなかった地域や盛り込まれなかった規制改革の提案についても、必要に応じ、総合特区・構造改革特区や全国規模の規制改革措置として実現すべく、積極的に検討を進める。

また、国家戦略特別区域基本方針に、「少なくとも年に2回は提案募集を実施する」としていることに基づき、本年についても夏の間全国の自治体や民間からの提案募集を行う。

(中略)

(創業支援等、女性や若者が真に活躍できる環境整備)

(中略)

⑧時間ではなく成果で評価される制度への改革【再掲】

(以下略)



# 「日本再興戦略」の改訂について (中短期工程表) (抄)

※ 全政策分野に関して2013年度から2014年度通常国会終了までの進捗状況を示すとともに、当面3年間(2016年度まで)と2017年度以降の詳細な施策実施スケジュールを整理したもの。

政策群ごとに達成すべき成果目標(KPI)を設定する。

※ KPIのうち下線を付したものは、日本再興戦略の中短期工程表から新たに追加したもの。

## 一. 日本産業再興プラン

1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進) … 1
2. 雇用制度改革・人材力の強化 … 1 2
3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 … 2 5
4. 世界最高水準のIT社会の実現 … 3 0
5. 立地競争力の更なる強化 … 3 3
6. 地域活性化・地域経済構造改革の実現/中小企業・小規模事業者の革新 … 4 6

## 二. 戦略市場創造プラン

- テーマ1: 国民の「健康寿命」の延伸 … 5 2
- テーマ2: クリーン・経済的なエネルギー需給の実現 … 6 2
- テーマ3: 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築 … 6 9
- テーマ4: 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現 … 7 1

## 三. 国際展開戦略

… 8 3

# 中短期工程表「雇用制度改革・人材力の強化④」

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度～	KPI
		通常国会 概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会				
多様な働き方の実現①	2013年4月～6月 働き方の実態調査を実施 2013年9月～ 労働時間法制について、労働政策審議会で総合的に議論 2013年10月 実態調査・分析結果を公表					
	2013年9月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して集中的に立入調査等を実施					
		「朝型」の働き方についての好事例の収集・モデル化等に向けた調整(概算要求等)	「朝型」の働き方について、好事例の収集・モデル化等により国民運動として推進			
			「朝型」の働き方に関して、労働時間等設定改善指針に盛り込むことについて、労働政策審議会で検討	検討結果を踏まえた必要な措置の実施		
	大学の研究者等を対象として、労働契約法の特例(無期転換申込権発生までの期間(5年間)の10年間への延長)を設けること等を規定した「研究開発力強化法等改正法(議員立法)」が2013年の臨時国会において成立					
	現行の業務区分による期間制限を撤廃し、全ての業務に共通する派遣労働者個人単位の期間制限及び派遣先の事業所単位の期間制限を設けること等を内容とする労働者派遣法改正法案を2014年の通常国会に提出					
「派遣労働者のキャリアアップ支援事業」及び「ジョブカードを活用した登録型派遣労働者等の職業能力の向上等に係る調査・研究事業」を実施(平成26年度予算)						
						2020年 ・20歳～64歳の就業率 80% (2012年:75%)

# 中短期工程表「雇用制度改革・人材力の強化⑤」

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度～	KPI	
		通常国会	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会	
多様な働き方の実現②	2013年9月～ 「『多様な正社員』の普及・拡大のための有識者懇談会」を設置し、雇用管理上の留意点の取りまとめ等に向け、議論を開始	「導入モデル」の公表	「雇用管理上の留意点」を取りまとめた「導入モデル」の周知		引き続き、「導入モデル」や労働契約法の解釈、好事例、就業規則の規定例等について情報発信		
		好事例・就業規則の規定例等の収集・情報発信	労働契約法の解釈の整理		解釈を周知		
			「多様な正社員」導入拡大のための政策的支援に係る調整(概算要求等)		「多様な正社員」導入拡大のための政策的支援		
	・最低賃金は全国加重平均で764円(対前年度15円の引上げ) ・中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援の拡充(平成25年度補正予算、平成26年度予算)	・最低賃金の引上げ ・中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援を実施					
	専門的知識を有する有期雇用労働者及び定年後の高齢者について有期労働契約の無期転換申込権発生までの期間に特例を設けること等を内容とする法律案を2014年の通常国会に提出	法案の早期成立を図る					2020年 ・20歳～64歳の就業率 80% (2012年:75%)
	通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止の対象者の拡大等を内容としたパートタイム労働者法改正法が2014年の通常国会で成立	法律の施行に向けた準備		法律の趣旨・内容の周知			
	「あっせん」「労働審判」「和解」事例の分析・整理	「あっせん」「労働審判」「和解」事例の分析・整理		ツールの整備			
諸外国の関係制度、運用に関する調査研究	諸外国の関係制度、運用に関する調査研究		紛争解決システム等の在り方について幅広く検討				

# 中短期工程表「雇用制度改革・人材力の強化⑥」

	2013年度	2014年度			2015年度	2016年度	2017年度～	KPI
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会			
女性の活躍促進①	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業への支援等の充実(平成25年度補正予算、平成26年度予算)</li> <li>女性の活躍推進のインセンティブ付与に向けて、女性の活躍「見える化」表彰(総理表彰)や「女性の活躍「見える化」サイト」の創設等を実施</li> </ul>	左記施策の着実な実施を図るとともに、更なる施策について検討						2020年 ・25歳～44歳の女性就業率:73% (2012年:68%)  ・第1子出産前後の女性の継続就業率:55%(2010年:38%) ・男性の育児休業取得率:13% (2011年:2.63%)  ・指導的地位に占める女性の割合を2020年までに少なくとも30%程度  ・ <b>放課後児童クラブについて、2019年度末までに約30万人分を新たに整備する。</b>  ・ <b>国全体で必要となる保育士数及び期限を明示した上で「保育士確保プラン」を策定する。</b>
	次世代育成支援対策推進法(次世代法)を延長・強化する「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案」が2014年の通常国会において成立	円滑な施行に向けた取組・着実な法の施行						
	マザーズハローワークの充実、社会人の学び直し支援や女性の企業等の促進に向けた支援を充実(平成25年度補正予算、平成26年度予算)	女性活躍応援プラン(仮称)の策定・推進 (マザーズハローワークの充実、社会人の学び直し支援や女性の起業等の促進、子育て支援員(仮称)の創設等)						
	テレワークの普及に向けた新たなモデル確立の実証事業、課題抽出のための取組を措置 (平成25年度補正予算、平成26年度予算)	テレワークの普及に向けた新たなモデル確立の実証事業、課題抽出					モデルの普及	
	2013年4月～6月 働き方の実態調査を実施 2013年9月～ 労働時間法制について、労働政策審議会で総合的に議論 2013年10月 実態調査・分析結果を公表	労働政策審議会で総合的に議論し、議論の結果を踏まえた法制上の措置						
	働き方の選択に対してより中立的な社会制度の構築に向け、経済財政諮問会議で、税制、社会保障制度、配偶者手当等について総合的に検討							
	「放課後子ども総合プラン」の策定	「放課後子ども総合プラン」の着実な実施						
	所要の制度的措置の実施(次世代法に基づく「行動計画策定指針」の改正等)							
	「待機児童解消加速化プラン:緊急集中取組期間」 緊急プロジェクト(支援パッケージ～5本の柱～)	「待機児童解消加速化プラン:取組加速期間」子ども・子育て支援新制度等による取組						
	保育士確保対策の実施	「保育士確保プラン」の策定			保育士確保プランの実施			
	育休復帰支援プランの策定支援のための取組を措置 (平成26年度予算)	育休復帰支援プランの策定支援・推進						
	避難用の屋外階段設置要件に係る事業所内保育施設への助成金要件を緩和するとともに、屋外階段設置要件の見直しを検討	・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正(平成26年4月30日公布) ・上記基準の改正に基づく新たな避難用の設備要件に基づき、助成金を支給(平成27年4月1日改正予定)						

## 中短期工程表「雇用制度改革・人材力の強化⑨」

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度～	KPI	
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会		
若者・高齢者等の活躍促進②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職域拡大や雇用環境の整備を行う事業主を対象とした高齢者雇用安定助成金の助成上限額を引き上げるなど拡充(平成26年度予算)</li> <li>・ハローワークの高齢者総合相談窓口における再就職支援等の実施(平成26年度予算)</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0ff;">                     高齢者の継続雇用に取り組む中小企業への職域開発等の支援                 </div>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2013年6月に生涯現役社会の実現に向けた就労のあり方に関する検討会報告書を取りまとめ</li> <li>・地域人づくり事業を活用して地方自治体においてモデル的な取組を開始(平成25年度補正予算)</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0ff;">                     高齢者の多様な働き方を推進するためのモデル的な取組                 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0ff;">                     取組の普及                 </div>		2020年 ・60歳～64歳の就業率:65%(2012年:58%)	
	(再掲)専門的知識を有する有期雇用労働者及び定年後の高齢者について有期労働契約の無期転換申込権発生までの期間に特例を設けること等を内容とする法律案を2014年の通常国会に提出	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffe0b0;">                     (再掲)法案の早期成立を図る                 </div>				2020年 ・障害者の実雇用率:2.0%(2012年6月1日現在:1.69%)	
	障害者、難病患者、がん患者等の就労支援をはじめとした社会参加支援の充実(平成26年度予算)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f0ff;">                     引き続き、障害者、難病患者、がん患者等の就労支援をはじめとした社会参加支援の実施                 </div>					

# 中短期工程表「立地競争力の更なる強化①」

		2013年度	2014年度				2015年度	2016年度	2017年度～	KPI								
			通常国会	概算要求 税制改正要望等	秋	年末	通常国会											
「国家戦略特区」の実現	2013年10月	国家戦略特区における「規制改革事項等の検討方針」日本経済再生本部決定		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     国・自治体・民間による国家戦略特別区域会議の設置・運営                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     区域計画の作成                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     区域計画の追加等                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     区域計画の認定                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     特定事業の実施                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     更なる規制改革事項等の検討                      (年2回の全国の自治体や民間からの提案募集を含む。直近は本年夏に実施)                 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     更なる規制改革事項等の法的措置等                 </div>														
	2013年12月	臨時国会において「国家戦略特別区域法」成立																
	2014年1月	「国家戦略特別区域諮問会議」設置																
	2014年2月	「国家戦略特別区域基本方針」閣議決定																
	2014年4月	「国家戦略特別区域を定める政令」閣議決定																
	2014年5月	「区域方針」内閣総理大臣決定																
									・2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が、現状先進国15位→3位以内に入る。  ・2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が、現状4位→3位以内に入る。									

# 規制改革実施計画 (抄)

平成 26 年 6 月 24 日  
閣 議 決 定

# 規制改革実施計画 目次

I	共通的事項	
1	本計画の目的	1
2	本計画の基本的性格	1
3	規制改革の推進に当たっての基本的考え方	2
4	改革の重点分野	2
5	規制改革ホットラインの設置	3
6	国際先端テストの実施	3
7	計画のフォローアップ等	3
II	分野別措置事項	
1	健康・医療分野	
(1)	規制改革の観点と重点事項	4
(2)	個別措置事項	
①	新たな保険外併用の仕組みの創設	5
②	介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットイング確立	6
③	革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善	9
④	最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築	11
⑤	生活の場での医療・介護環境の充実	13
⑥	医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築	14
⑦	保険者機能の充実・強化に向けた環境整備	15
⑧	医療機関の経営基盤の強化	16
⑨	看護師の「特定行為」の整備	17
2	雇用分野	
(1)	規制改革の観点と重点事項	18
(2)	個別措置事項	19
3	創業・IT等分野	
(1)	規制改革の観点と重点事項	20
(2)	個別措置事項	
①	起業・新規ビジネスの創出・拡大	21
②	ITによる経営効率化	24
③	産業の新陳代謝	26
④	国民の選択肢拡大	28
⑤	エネルギー・環境分野における規制改革	28
⑥	その他民間事業者等の要望に応える規制改革	29
4	農業分野	
(1)	規制改革の観点と重点事項	34
(2)	個別措置事項	
①	農地中間管理機構の創設	35
②	農業委員会等の見直し	36
③	農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し	38
④	農業協同組合の見直し	38
5	貿易・投資等分野	
(1)	規制改革の観点と重点事項	41
(2)	個別措置事項	
①	対日投資促進	42



②空港規制の緩和	43
③外国法事務弁護士制度の見直し	43
④相互認証の推進	44
⑤輸出入の円滑化、通関手続の合理化	47
⑥入管政策の改定	50
⑦国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し	51
⑧貿易に係る物流の効率化	52

### Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

#### 1 具体的なシステムの考え方

##### (1) 見直し基準

①見直し対象	53
②見直しの視点	53
③法令等に「見直し条項」がない場合の見直し期限の設定	54

##### (2) 見直しの実効性を担保する仕組み

	54
--	----

##### (3) 規制シートの整備

①規制シートの主な記載項目	54
②規制シートの作成単位	55

(4) 「許認可台帳」の活用	55
----------------	----

#### 2 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

(1) 規制シート及び政策評価結果を活用した規制改革	55
----------------------------	----

(2) 規制シートの整備状況の進捗管理	55
---------------------	----

(3) 規制改革担当大臣と総務大臣との連携	56
-----------------------	----

(4) 規制所管府省の主体的な取組の評価	56
----------------------	----

# 規制改革実施計画

〔平成 26 年 6 月 24 日〕  
閣 議 決 定

規制改革は、我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠の取組であり、内閣の最重要課題の一つである。

この課題に強力かつ着実に取り組むべく、規制改革を総合的に調査審議するため、内閣総理大臣の諮問機関として「規制改革会議」を平成 25 年 1 月に設置した。

規制改革会議においては、昨年 6 月に「規制改革に関する答申」を行ったが、その後引き続き成長戦略及び国民の選択肢拡大につながる規制改革を中心に検討が行われ、平成 26 年 6 月 13 日に「規制改革に関する第 2 次答申」が内閣総理大臣に提出された。

当該答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

## 記

### I 共通的事項

#### 1 本計画の目的

本計画は、潜在需要を顕在化させることによる経済活動の支援、日本経済の再生に資する各種規制の見直しを行い、経済社会の構造改革を進めることを目的とする。

#### 2 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革に関する第 2 次答申」（平成 26 年 6 月 13 日規制改革会議）により示された規制改革事項等について、それぞれ期限を切って取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

### 3 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

規制改革の目的は、国民生活の安定・向上、経済活性化への貢献及びそれらを通じた国の成長・発展を図ることにある。今回、規制改革を進めるに当たっては、このような観点から、以下の諸点を念頭に進める。

#### ① 経済環境の変化に適応して、経済成長を実現する

規制の必要性は、経済環境の変化や新技術の開発と共に変化する。国民がイノベーションや生産性向上の恩恵を受けられるようにするため、規制改革によって、企業、NPOなどの事業者の創意工夫を拒む壁を取り除き、イノベーションを喚起し、国民の潜在的需要を開花させることは、極めて重要な課題である。

また、世界から我が国へ投資を呼び込むためには、世界に範を示す「世界最先端」の経済環境を整備していく必要がある。

#### ② 国民に多様な選択肢を提供する

様々な環境変化やICT等の技術革新の動きに応じ、絶えず規制を見直していくことにより、国民が新たな製品やサービスを、より早く、より安価に享受できる選択肢を広げていくことの重要性は一段と増している。

#### ③ 意欲と創意に満ちた事業者に活躍の機会を提供する

規制改革は、規制対象となっている産業の発展のためにも不可欠である。意欲と創意工夫に満ちた新規参入者が広く知恵と資金を集めることで産業の発展可能性が広がる。

#### ④ 安全性をより効率的な手法で確保する

規制の目的の一つは、安全性の確保にある。その際、規制の前提自体が変化した場合には、その規制を見直すことにより、より効率的な手法で安全性を確保する必要がある。

### 4 改革の重点分野

本計画においては、「規制改革に関する第2次答申」を踏まえ、また、『日本再興戦略』改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）の推進に当たり阻害要因を除去するため、「健康・医療」、「雇用」、「創業・IT等」、「農業」、「貿易・投資等」を改革の重点分野とする。

## 5 規制改革ホットラインの設置

広く国民・企業等から寄せられる規制改革要望（各種手続の簡素化等を含む。）については、常時受け付け、迅速に対応することとし、内閣府に「規制改革ホットライン」を平成 25 年 3 月 22 日に設置した。

内閣府は、寄せられた要望について、関係府省に随時検討要請し、その回答を取りまとめ、公表するとともに、規制改革会議に報告する。

## 6 国際先端テストの実施

国際先端テストは、「世界で一番企業が活動しやすい国」、「世界で一番国民が暮らしやすい国」を実現するために、個別の規制の必要性・合理性について、国際比較に基づき、我が国の規制が世界最先端のものになっているかを検証するものである。

今後、規制改革を進めるに当たり、この手法を活用することとし、その定着に努める。

## 7 計画のフォローアップ等

内閣府は、本計画に定められた措置を積極的に推進するとともに、毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行う。その結果は、規制改革会議に報告するとともに、公表する。

また、内閣府は、規制改革に関する既往の閣議決定の実施状況についても、必要に応じ、上記フォローアップ時に合わせてフォローアップを行い、公表する。

## 分野別措置事項

(中略)

### 2 雇用分野

#### (1) 規制改革の観点と重点事項

個人のライフスタイルや価値観に応じた多様で柔軟な働き方の選択肢の拡大や、労働者が活躍できる職場を円滑に見出せる環境の整備、雇用形態にかかわらず働く価値を高め処遇の改善を図る観点から、①ジョブ型正社員の雇用ルールの整備、②労働者派遣制度の見直し、③有料職業紹介事業等の規制の見直し、④労使双方が納得する雇用終了の在り方それぞれに係る事項について、重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1		職務等に着眼した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、労働条件の明示などの雇用管理上の留意点、好事例及びそれらを踏まえた就業規則の規定例等を取りまとめ、周知を図る。	平成26年7月までに取りまとめ、速やかに実施	厚生労働省
2	ジョブ型正社員の雇用ルールの整備	労働契約の締結・変更時の労働条件明示、無限定正社員との相互転換・均衡処遇について、当面、労働契約法(平成19年法律第128号)の解釈を通知し周知を図る。	平成26年中に実施	厚生労働省
3		労働契約の締結・変更時の労働条件明示、無限定正社員との相互転換及び均衡処遇に関する政策的支援の制度的枠組みについて検討する。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	厚生労働省
4	労働者派遣制度の見直し	労働者派遣制度について、平成24年改正法の規定については、施行状況についての情報の蓄積を図りつつ、見直しについて引き続き労働政策審議会において検討を行う。	平成26年度開始	厚生労働省
5	有料職業紹介事業等の規制の見直し	健全な就労マッチングサービスの発展の観点から、下記の事項を含め、職業紹介、求人広告、委託募集、労働者派遣等の有料職業紹介事業等に関する制度の整理・統一を含めた必要な見直しを行う。 ①多様な求職・求人ニーズに対し業態の垣根を越えて迅速かつ柔軟にサービスを提供することを可能とする制度の在り方 ②IT化等による新しい事業モデル・サービスに対応した制度の在り方 ③その他有料職業紹介事業等をより適正かつ効率的に運営するための制度の在り方	平成26年度検討開始	厚生労働省
6	労使双方が納得する雇用終了の在り方	労使双方が納得する雇用終了の在り方について、紛争の未然防止及び円滑な労働移動に資する観点から、下記の事項を含め、検討を行う。 ①個別労働関係紛争解決に関する行政機能の強化について検討する。 ②諸外国の関係制度・運用の状況に関する調査研究を行うなど、労働契約関係の継続以外の方法を含め、労使双方の利益に適った紛争解決を可能とするシステムの在り方について検討を進める。	①平成26年度検討開始、1年を目途に結論 ②平成26年度中に調査研究を行い、その結果を踏まえ検討を進める	厚生労働省

(以下略)

経済財政運営と改革の基本方針 2014  
～デフレから好循環拡大へ～(抄)

平成 26 年 6 月 24 日

# 経済財政運営と改革の基本方針 2014 (目次)

## 第1章 アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済の課題 — 1

1. デフレ脱却・日本経済再生 1
2. 経済再生の進展に向けた基本的方向性 3
3. 「創造と可能性の地」としての東日本大震災からの復興 4
4. 日本の未来像に関わる制度・システムの改革 5

## 第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題 ————— 7

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮 7
  - (1) 女性の活躍、男女の働き方改革 7
  - (2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興 8
  - (3) 複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍促進 9
  - (4) 少子化対策 10
  - (5) 健康長寿を社会の活力に 10
2. イノベーションの促進等による民需主導の成長軌道への移行に向けた経済構造の改革 10
  - (1) イノベーション 10
  - (2) コーポレートガバナンス 11
  - (3) オープンな国づくり 12
  - (4) 資源・エネルギー 12
  - (5) 規制改革 13
3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生 14
  - (1) 「新しい東北」の創造 14
  - (2) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催に向けた取組 14
  - (3) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化 15
  - (4) 農林水産業・地域の活力創造 18
  - (5) 中堅・中小企業、小規模事業者の躍進 18
4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保 19
  - (1) 戦略的外交の推進、安全保障・防衛等 19
  - (2) 国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災等 20
  - (3) 暮らしの安全・安心（治安、消費者行政等） 20
  - (4) 地球環境への貢献 21



### **第3章 経済再生と財政健全化の好循環** \_\_\_\_\_ 22

1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方 22
2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方 23
  - (1) 社会保障改革 23
  - (2) 社会資本整備 26
  - (3) 地方行財政制度 29
3. 公的部門改革の推進 30
  - (1) 行政のIT化と業務改革、行政改革、公務員改革 30
  - (2) 財政の質の向上 31

### **第4章 平成27年度予算編成に向けた基本的考え方** \_\_\_\_\_ 33

1. 経済財政運営の考え方 33
  - (1) 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方 33
  - (2) 中長期的な経済財政の展望を踏まえた取組 33
2. 平成27年度予算編成の基本的考え方 34

(中略)

## **第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題**

我が国の経済再生の進展に向け、①まずは現下の重要課題として、駆け込み需要の反動減の克服と景気回復の持続、経済の好循環の更なる拡大を実現し、②短期から中期にかけて本格的成長軌道への移行を図る。その上で、③中長期的に持続的・安定的な成長実現に向けた課題に取り組む。

本基本方針と『日本再興戦略』改訂2014<sup>1)</sup>に基づいて、政府一体となって関連施策の実行に取り組む。

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等<sup>2)</sup>(以下「東京大会等」という。)は、日本全体の祭典であるとともに、世界に日本を発信する最高のチャンスとして、我が国が活力を取り戻す弾みとなるものであり、その開催に向け、政府一丸となって取り組む。

### **1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮**

#### **(1) 女性の活躍、男女の働き方改革**

女性が輝く社会を目指す。そのため、男女の働き方に関する様々な制度・慣行や人々の意識、ワーク・ライフ・バランスを抜本的に変革し、男女が意欲や能力に応じて労働参加と出産・育児・介護の双方の実現を促す仕組みを関係者で議論し構築していく。

女性の活躍を推進するため、女性の活躍を支える社会基盤となる取組を進めるとともに<sup>3)</sup>、役員・管理職等への女性の登用促進の目標達成に向けた情報開示の促進や公共調達の活用等の取組、仕事と子育て、介護の両立を進める企業への支援、女性のライフステージに対応した支援等を進める。さらに、税制・社会保障制度等について、女性の働き方に中立的なものにしていくよう検討を進める。

ジョブ型正社員、短時間正社員など多様な正社員の普及やテレワークの推進に取り組むとともに、労働時間に関する意識改革への取組や働いた成果が適正に評価されるような仕組みへの改善を支援する<sup>4)</sup>。

また、国家公務員についても、国が率先して女性職員の採用・登用の拡大に取り組むこととし、職員のワーク・ライフ・バランスも一体的に推進する。

(中略)

<sup>1)</sup> 『日本再興戦略』改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

<sup>2)</sup> 2019年に開催される「ラグビーワールドカップ2019」を含む。

<sup>3)</sup> 「待機児童解消加速化プラン」の展開、「放課後子ども総合プラン」の策定・推進、保育や子育て支援の担い手の確保等。

<sup>4)</sup> その他、長時間労働の是正のための監督指導の強化や制度見直しなど「働き過ぎ」の防止を強化、健康管理の強化等。

## 2. イノベーションの促進等による民需主導の成長軌道への移行に向けた経済構造の改革

(中略)

### (5) 規制改革

ダイナミックな産業構造の変革のため、企業、NPOなど事業者の創意工夫を阻む壁を取り除き、イノベーションを喚起し、消費者の潜在的需要を開花させることで、ビジネスチャンスの創出・拡大等を図ることが重要である。これらの実現に向け、経済環境の変化や新技術の開発等に応じたきめ細かな規制の見直しを進めていく。

特に、健康・医療産業の発展、多様で柔軟な働き方の実現、新しい事業の開拓、農業の成長産業化の促進、対日直接投資の促進等を重視して推進する。

こうした規制改革の取組に当たっては、国民への多様な選択肢の提供、安全性のより効率的な手法での確保、事前規制から事後チェックへの転換等の観点も踏まえ、「規制改革実施計画」<sup>5</sup>において決定した改革事項を着実にフォローアップしていくとともに、規制所管府省が主体的・積極的に規制を見直すシステムを構築する。

また、平成 27 年度までの 2 年間で集中取組期間とし、国家戦略特区に関する取組を加速化する。

(以下略)

---

<sup>5</sup> 「規制改革実施計画」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)

## 国家戦略特区の動向について

(雇用労働相談センター関係)

### ○区域の指定及び区域方針の決定 (平成 26 年 5 月 1 日)

国家戦略特別区域を定める政令の公布・施行、区域方針の内閣総理大臣決定

#### 《国家戦略特別区域》

- ①東京圏（千葉県成田市、東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区並びに神奈川県）
- ②関西圏（京都府、大阪府及び兵庫県）
- ③新潟県新潟市
- ④兵庫県養父市
- ⑤福岡県福岡市
- ⑥沖縄県

区域方針の「事業に関する基本的事項」においては、「雇用条件の明確化」に関し、次のような記載あり

- ・ 東京圏：グローバル企業等に対する雇用条件の整備
- ・ 関西圏：ベンチャー企業やグローバル企業等に対する雇用条件の整備
- ・ 新潟県新潟市：農業ベンチャーの創業支援
- ・ 福岡県福岡市：創業後5年以内のベンチャー企業等に対する雇用条件の整備

(注) 兵庫県養父市及び沖縄県については「雇用条件の明確化」の記載なし

### ○区域会議の開催

- ・ 関西圏（第1回区域会議：平成 26 年 6 月 23 日）

出席者：新藤大臣、大阪府・兵庫県・京都府知事、民間代表

区域計画（素案）

医療分野、都市再生・まちづくり分野、雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置、「公設民営学校」の設置 など

→第2回以降で区域計画を作成し、その後、内閣総理大臣が区域計画を認定予定

- ・ 福岡県福岡市（第1回区域会議：平成 26 年 6 月 28 日）

出席者：新藤大臣、福岡市長、民間代表

区域計画（素案）

・・・など

→第2回以降で区域計画を作成し、その後、内閣総理大臣が区域計画を認定予定

※上記2区域以外は7月以降に開催予定

**IV その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項**

**1. 「国家戦略特区における規制改革事項の検討方針（平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定）」に掲げられた規制改革事項等の活用**

**(1) 雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置**

- 雇用条件の明確化等を通じ、ベンチャー企業やグローバル企業の設立等を促進するため、事業実施者の早期選定を行い、大阪市都心部において、社会保険労務士・弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」を開設する。【本年中に実施】

なお、これまで大阪府・市が取組んできたベンチャー振興、外資系企業誘致に係る事業等と連携し、共同のセミナーの開催、企業のセンターへの紹介等を行う。

**IV. その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項**

**1. 「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針（平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定）」に掲げられた規制改革事項等の活用**

**(1) 雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置**

- 雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、事業実施者の早期選定を行い、創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」を設置する。【今秋を目途に速やかに実施】

また、本センターは、福岡市による起業促進のためのワンストップ窓口等の機能を持つ「スタートアップカフェ」（注）と一体的に運営する。【同上】

(注) 「スタートアップカフェ」

- ・スタートアップコミュニティの核となる場として、カフェを活用し、スタートアップ人材が気軽に集まり交流できる場を福岡市の委託事業として設置する。